

2023年度 活動方針

1 丹波市人権・同和教育協議会が目指すもの

丹波市人権・同和教育協議会（以下 市同教）は、1959年に発足した氷上郡同和教育協議会を前身とし、2005年に市同教に改称され現在に至る。市同教は規約第2条（目的）の「本会は、基本的人権の尊重、自由・平等・平和を基本理念とし、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃を目指して、人権教育・同和教育の推進、啓発活動に取り組み、すべての市民の責任と主体性のもとに、みんなが幸せに暮らせるまちづくり、人権文化の創造を図ることを目的とする。また、研究団体・各機関が広く連携して、人権課題の解決に向けて研究し、人権意識の高揚を図る。」に基づいて取組を進めるものである。

さて、1969年から施行されてきた同和行政に係る国の法律が2002年に失効したが、2016年には「部落差別解消推進法」が施行され、部落差別が現存すること、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、これを解消することが重要な課題であることなどが示された。また、2022年には「全国水平社創立100周年」を迎え、今こそ水平社宣言の思想を受け継ぎ、すべての人の尊厳と平等を実現する人権教育のさらなる前進を期し、しっかりとあゆみを重ねようとする機運が高まっている。丹波市においても、第3次丹波市人権施策基本方針等に基づき、すべての人が安心して暮らせる社会をどう創造していくかは今後も大きな課題であり、人権・同和教育の果たすべき役割はますます重要になってきている。しかし、兵庫県内においても部落差別動画がネットで公開されるなど、今なお差別事象が発生している。また新型コロナウイルス感染症患者や治療に当たる医療従事者及びその家族への差別などが大きな人権問題となった。子どもや若者の人権（ヤングケアラー等）、外国人の人権、性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別も今日的な人権課題としてクローズアップされている。

2015年の国連サミットでは、全ての加盟国の合意によって「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標としてSDGs（注1）が掲げられた。日本でも中長期戦略である「SDGs実施指針」や全省庁による具体的な施策を盛り込んだ「SDGsアクションプラン」を毎年策定し、国内における実施と国際協力の両面でSDGsを推進している。

市同教は、これまでの取組の成果と課題及び法制度や社会情勢などを踏まえ、人権・同和教育推進体制づくりの拠点として、市民一人ひとりがそれぞれの個性や生き方の違い、多様な価値観や文化を認め合い、助け合いながら人権文化の根づく共生社会の実現をめざして、人権・同和教育の推進と啓発活動の充実に努める。

また、市同教は、総会・理事会・研修会・10の部会を通じて、文科省「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」に示されている「知的理解」（注2）を深め、「人権感覚」（注3）を培い、「人権意識」（注4）を育て、それぞれの属する学校・家庭・団体・地域・職場等に活かして、人権文化の創造に努める。

（注1）SDGs…Sustainable Development Goalsの略：「持続可能な開発目標」。「世界中にある環境問題・差別・貧困・人権問題といった課題を、世界の人々で2030年までに解決していこう」という計画・目標。

※「持続可能な」とは、「人間の活動が自然環境に悪影響を与えず、その活動を維持しながら改善の動きを長期間に渡って、実施し続けられる」という意味。

- (注2)「知的理解」…人権や人権擁護に関する基本的な知識を学び、その内容と 意義についての理解。
- (注3)「人権感覚」…私たちのまわりで、人権というルールや考え方に明らかに違反する現象や言動があった時、それは「おかしい」と直ちに感知し、是正すべきものとして認識できる感覚。
- (注4)「人権意識」…問題を解決せずにはいられない意識。自分の人権と共に、他者の人権を守るような実践行動に連なる。

- (1) 学校・家庭・地域・職場での人権学習の輪を広げ、共生社会の実現を目指す。
- (2) 人権文化の創造をめざす個人・団体・機関等との連携を深める。
- (3) 同和教育の成果を継承し、新しい人権課題にも積極的に取り組む。

2 研究事業

部落差別をはじめとするあらゆる人権課題の解決に向けて取り組んできた学校・地域・職場での実践を交流する場として、兵庫県人権教育研究大会（丹波地区大会及び中央大会）、全国人権・同和教育研究大会等に積極的に参加する。

また、人権課題に取り組んでいる活動の発表は、兵人教研究大会（丹波地区大会・中央大会）や全同教研究大会、丹の里人権のつどいの活動事例発表等で行う。各研究大会等では丹波市での取組を発信するとともに貴重な実践に学びながら、各職場や地域での人権教育に活かす。

3 研修活動

- (1) 学校教育分野（就学前部会、小学校部会、中・高校部会）での研修
年間2回の部会を開催する。部会では、人権に関する知識を習得し、人権感覚を磨き人権意識を高める場として、その都度テーマを設定し研修を深める。また、人権教育研修会（学校教育分野）、人権ゆかりの地探訪をそれぞれ1回実施する。職場での取組や園児・児童・生徒への人権教育に有用な内容となるように、専門の講師を招聘する。
- (2) 社会教育分野（社会教育部会、社会福祉部会、女性部会、PTA部会、企業部会、宗教部会）での研修
年間3回の合同部会（A・B・C）を開催する。合同部会Aは全部会員を対象とし、合同部会B、Cは、どちらかに参加を要請する。人権に関する知識を習得し、人権感覚を磨き人権意識を高める場として研修を深める。また、一人ひとりが自分らしく生きることのできる、人権文化に根ざした家庭・職場・地域社会をめざして、人権に対する関心が一層高まるように、専門の講師を招聘する。
- (3) 行政部会での研修
年間2回の部会を開催する。部会では、人権に関する知識を習得し、人権感覚を磨き人権意識を高める場として、その都度テーマを設定し研修を深める。また、社会教育分野の研修会へ積極的に参加するよう要請する。
- (4) 理事研修
年3回の研修会を開催する。人権に関する知識を習得し、人権感覚を磨き人権意識を高める場として、理事会後に研修会（2回）を行う。また、直接現地に赴くことによって得られる体験学習として現地研修会（1回）を実施する。

4 広報・啓発活動

- (1) 「丹の里人権のつどい」は、丹波市における大きな人権イベントである。市同教は、人権活動事例発表を担っており、学校や地域で人権課題の解決に向けて活動している事例発表を行う。
- (2) 市同教発足（2005年）以来、発行している広報紙「人権ネットワークたんば」を年3回発行する。市民の人権意識の高揚に貢献できるよう、読みやすい紙面づくり（A3版両面カラー印刷）に努める。
- (3) 部会や研修会の様子、広報紙などを適時ホームページにアップロードし、市同教の活動を市民に発信する。
- (4) 中学生の人権作文を募集して審査し、最優秀作品を広報紙とホームページに載せ啓発する。

5 関係機関・団体・市民との連携

丹波市、丹波市教育委員会、神戸地方法務局柏原支部等の行政機関との連携を密にするとともに、丹波市人権施策基本方針に基づく人権施策と歩調を合わせ、地域社会に根づく取組を行う。また、丹波市人権歴史講座や「じんけんセミナー」（隣保館事業）、人権講演会（丹波市人権啓発センター主催）に積極的に参加する。

研究大会等への参加や、県の関係機関が発行している「ひょうごの人権教育」、「きずな」の購読などについて、市同教の構成員以外にも案内することにより、多くの市民との連携を深める。